

平成23年度

法務省事前評価実施結果報告書（要旨）

平成23年11月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	平成23年度事前評価実施結果報告書（要旨）	
	（1）法務に関する調査研究	
	外国人の犯罪に関する研究	5
	知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究	6
	（2）施設の整備	
	松江法務総合庁舎新営工事	7
	山形法務総合庁舎新営工事	8
	国際法務総合センター（仮称）整備事業	9

政策体系

基本政策

政策

施策

I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢を反映した犯罪事象に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，事後チェック・救済型社会の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手段を選択することができるようにするため，裁判外の紛争解決手段について，その拡充・活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（法や司法を身近なものとし，自由かつ公正な社会の担い手である国民が法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身につけるとともに，裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立の条件を整備するため，法教育の推進を図る。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済事象を的確に把握し，時代の要請に適切した基本法制等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

- (1) **法務に関する調査研究**（内外の社会経済事象を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法
制等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

- 4 **検察権の適正迅速な行使**（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人
及び公共の福祉を図る。）

- (1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に
法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）
- (2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行
われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。）

- 5 **矯正処遇の適正な実施**（被収容者に対し適正な矯正処遇を実施することにより、その改善更生及
び円滑な社会復帰を図る。）

- (1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の
向上を図るとともに、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図る。）
- (2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の生活条件を含めた収容
環境を維持することにより、国民が安全に安心して暮らせる社会を構築するとともに、被収容
者の個々の状況に応じた適切な処遇を実施することにより、その改善更生及び円滑な社会復帰
を図る。）
- (3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（民間委託等を実施することにより、高率
収容等に伴う職員の業務負担の軽減を図り、かつ、矯正処遇の充実を図る。）

- 6 **更生保護活動の適切な実施**（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図る
とともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

- (1) **保護観察対象者等の改善更生等**（更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図
るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）
- (2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する地域社
会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保し、医療観察対象者の社会復帰の促進を図る。）

- 7 **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破壊的
団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調
査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

- (1) **破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施**（破
壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制
に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。）

8 **団体の規制処分の適正な審査・決定**（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) **団体の規制処分の適正な審査・決定**（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に際し、適正な審査及び決定を行う。）

III 国民の権利擁護

9 **国民の財産や身分関係の保護**（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) **登記事務の適正円滑な処理**（登記事務におけるシステムの見直し等により、事務処理の効率化、システム関係経費の削減を図るとともに、国民の利便性を向上させる。）

(2) **国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理**（国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することにより我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図る。）

(3) **債権管理回収業の審査監督**（債権回収会社について必要な規制を行うことにより、債権管理回収行為等の適正を図る。）

10 **人権の擁護**（国民の人権の擁護を積極的に行う。）

(1) **人権の擁護**（人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、もって人権が尊重される社会の実現に寄与する。）

IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

11 **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

(1) **国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理**（国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。）

V 出入国の公正な管理

12 **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会を構築するとともに、出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図る。）

(1) **出入国の公正な管理**（不法滞在者等を生まない社会の構築を図るとともに共生社会を実現するため、新たな在留管理制度の創設に係る法令の整備を始めとする施策を行うとともに、我が国の国際協調と国際交流を推進し、我が国社会の健全な発展を目指す。）

VI 法務行政における国際化対応・国際協力

13 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供することにより，国際協力を推進する。）

VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行，透明性の確保，人的物的体制の整備確立等を通じて，法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし，その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進，治安情勢の変化に伴う新たな行政需要等により，十分な行政機能を果たすためには執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設の整備を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性，行政サービスの向上を図るため，法務行政手続の情報化を推進するとともに，法務省で運用する情報システムについて，政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り，業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため，職員の多様性を確保し，能力の開発・向上を図る。）

平成23年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施策名	法務に関する調査研究（外国人の犯罪に関する研究） (評価書5頁)	政策体系上の位置付け I-3-(1)	
施策の概要	外国人による犯罪の実態と処遇の現状を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供する。		
評価方式	事業評価方式		
政策評価の結果の概要	<p>本研究は、外国人による犯罪の防止策及び適切な処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って90点満点中63点以上の評価を受けることを目標とした。</p> <p>本研究は、治安の回復、外国人の適正な管理という法務省の重要な施策に関連するものであり、日本人の犯罪と質的に異なる特性を有する外国人の犯罪の実態を調査し、対策を検討することは早期に行うべき課題であると言える。また、本研究の内容は、刑事事件記録等を利用し、刑事司法関係機関における聞き取り調査を行うなどして、外国人犯罪者及びその処遇の実情等を総合的に調査するものであって、法務総合研究所以外で行うことができない研究である。以上のことなどから、必要性を評価する3項目の評点は30点中27点となった。</p> <p>調査分析対象の範囲の設定、調査分析の手法に関しては、具体的に詳細な部分まで確定されるに至っておらず、今後検討を要する部分が認められるものの、本研究は、刑事事件記録や刑事施設を始めとする諸機関における調査等を行うものであって、多数の項目について調査することが予定され、分析の視点は網羅的で偏りがないことが見込まれる。以上のことなどから、効率性を評価する3項目の評点は30点中24点となった。</p> <p>本研究は、外国人の犯罪の抑止・低減、その捜査・公判の適切な遂行、外国人犯罪者に対する適切な処遇、適切な出入国管理策の策定に有用な資料を提供するためのものである。また、外国人の犯罪は治安対策という観点からも社会的関心が高く、注目を集めることが見込まれ、研究の成果は内外において広く利用されることが期待できる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中30点となった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は81点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日（犯罪対策閣僚会議決定）	第3-2-⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備 第3-3-③ 地域における多文化共生の推進 第3-4-① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進 第3-4-③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

平成23年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	法務に関する調査研究（知的障害を有する犯罪者の処遇に関する研究）		政策体系上の位置付け	I-3-(1)
施 策 の 概 要	知的障害のある犯罪者の実態と処遇の現状を明らかにするとともに、その障害内容に応じた効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供する。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	<p>本研究は、知的障害のある犯罪者の効果的な処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的とし、この観点から外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受け、その評価基準（研究評価検討委員会における評価基準）に従って90点満点中63点以上の評価を受けることを目標とした。</p> <p>「罪を犯した知的障害者」の処遇は、再犯防止策の重要テーマの一つであり、本研究は、法務省関係部局からも実施の要請があるものである。知的障害のある犯罪者の処遇の在り方については、従来十分な検討がなされておらず、データも少ない分野であって、早急に調査を行う必要がある。また、本研究は、刑事事件記録等を用いて犯罪実態を調査するほか、刑事司法の各段階の処遇実態を明らかにするものであって、法務総合研究所以外で行うことができない研究である。以上のことなどから、必要性を評価する3項目の評点は30点中30点となった。</p> <p>調査分析対象の範囲の設定、分析の視点や手法に関しては、具体的に詳細な部分まで確定されるに至っておらず、今後検討を要する部分が認められるものの、刑事事件記録を始めとする各種記録等を用いることにより様々な調査項目を設定することができ、そこで用いるデータも公的記録に基づく信頼性のあるものである。また、特殊専門性のある分野であるが、司法精神医学的、福祉的な専門意見を踏まえて検討を行えば、網羅的で偏りのない視点で分析を行うことが可能である。以上のことなどから、効率性を評価する3項目の評点は30点中21点となった。</p> <p>知的障害のある犯罪者については社会的関心が高く、本研究の成果は広く注目を集めることが見込まれる。施策等の検討への利用については、平成18年度から3年間厚生労働省が矯正局の協力で実施した調査研究との差別化という観点から意義を見いだすことが課題であるが、同調査結果は内部資料に限定されていた一方で、本研究の成果物は公刊されることから、幅広く利用されることが期待できる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中27点となった。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、評点の合計点は78点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。</p>			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」	平成20年12月22日（犯罪対策閣僚会議決定）	第2-2-① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化 第2-2-③ 福祉による支援を必要とする刑務所出所者等の地域生活定着支援の実施 第2-2-⑥ 自立更生のための各種施策の推進	
	第174回国会における内閣総理大臣所信表明演説	平成22年6月11日	「一人ひとりを包摂する社会」の実現	

平成23年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（松江法務総合庁舎新営工事） (評価書21頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)		
施 策 の 概 要	必要な法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図る。			
評 価 方 式	事業評価方式			
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性，事業計画の合理性，事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果，新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)
名称				
松江法務総合庁舎新営工事		104点	100点	133点
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	

平成23年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（山形法務総合庁舎新営工事） (評価書32頁)	政策体系上の位置付け VII-14-(2)		
施策の概要	必要な法務総合庁舎を整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図る。			
評価方式	事業評価方式			
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性，事業計画の合理性，事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果，新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)
名称				
山形法務総合庁舎新営工事		109点	100点	120点
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	

平成23年度政策評価書要旨

評価実施時期：平成23年9月

担当部局名：大臣官房施設課

施策名	施設の整備（国際法務総合センター（仮称）整備事業） （評価書42頁）	政策体系上の位置付け VII-14-(2)		
施策の概要	東京都内等に分散立地する矯正医療施設，研修施設等を集約整備することにより，施設・設備の合理化・効率化，人的資源の有効活用，国有財産の有効活用及び都市計画と連動した一体的な整備を図るとともに，国民の安全確保，治安の維持及び円滑な施設運営に寄与し，矯正医療の水準を維持・向上させることを目的とする。			
評価方式	事業評価方式			
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性，事業計画の合理性，事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果，新規採択事業としての要件を満たしている。			
	評価の観点 （基準）	事業計画の 必要性 （100点以上）	事業計画の 合理性 （100点）	事業計画の 効果 （100点以上）
名称				
国際法務総合センター（仮称） 整備事業		106点	100点	146点
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）	
	-----	-----	-----	
	-----	-----	-----	